

京都舞鶴柔道クラブ

会則

第1章 総則

第1条 [名称]

本会は京都舞鶴柔道クラブと称する。

第2条 [事務局所在地]

本会の事務所所在地は会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 [目的]

本会は柔道を通じて会員相互の親睦と柔道の普及・振興を図ると共に、京都府北部に所在地を置くものを中心とする柔道愛好家の練習、試合出場の為の後援及び指導、青少年の健全育成と郷土の発展に寄与する事を目的とする。

第4条 [事業]

本会は前条の目的を達成する為、これに必要な次の事業を行う。

- (1)会員相互の親睦・友好に関する事業
- (2)継続的な稽古
- (3)対外試合への選手派遣
- (4)関係団体との共催・後援事業の実施

第3章 会員

第5条 [会員]

本会は次の会員をもって構成する。

- (1)本会の目的に賛同し、本会則を遵守するとともに、練習や試合を共にした者を正会員とする。
- (2)本会の目的に賛同し、事業にサポート等で貢献があった者で、役員等の推薦を受けた会長が認めた者を特別会員とする。

第6条 [入会]

入会を希望する者は以下の手続きをとる。

- (1)入会を希望する者は住所、氏名、電話番号、生年月日、その他必要事項等を会長に伝えなければならない。

第7条 [会費]

会費は以下の通りとする。

- (1)以下の金額を当該年度始めに柔道連盟登録費と併せて一括納入しなければならない。

1.正会員 年額 3,000 円(スポーツ安全保険料 2,000 円含む。)

2.特別会員 任意により一口 500 円の賛助金

(2)既に納付した会費は返還しない。

(3)年度途中の入会希望者は次年度より徴収する。

第 8 条 [義務]

会員は本会則第 4 条に規定する事業に積極的に参加する。また、共催・後援事業の為、以下の資格を積極的に取得する事。

(1)審判ライセンス

(柔道歴が 10 年に及ぶものは C ライセンス以上の資格の取得を推奨する)

(2)指導者資格

(柔道歴が 20 年に及ぶものは C 指導員以上の資格の取得を推奨する)

第 9 条 [休会・退会]

会員が休会または退会しようとする時、この届け出を会長に提出しなければならない。

(1)病気・転勤等の事情から、会員としての活動が継続できない場合、この間を休会することができる。

(2)その他の事情により休会を希望する者は、休会期間を明示して提出する。期限が確定できない場合は、その休会期間は当該年度内とし、新年度が始まる 1 ヶ月前までに休会の延長届がない場合は、その時点を以って退会とする。

第 10 条 [除名]

会員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の承認を経て当該会員を除名することができる。

(1)本会の会員として本会則に違反したとき。

(2)本会の名誉を傷つけ、また目的に反する行為があったとき。

第 11 条 [会員資格の喪失]

会員が次の各号に該当するに至ったときはその会員資格を喪失する。

(1)退会

(2)死亡

(3)解散

(4)除名

第 12 条 [拠出金等の不返還]

既に納入した年会費並びに賛助金、大会参加費等、拠出した金品は返還しない。

第 4 章 役員

第 13 条 [役員種別・定数]

本会に以下の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)監督 1名
- (4)会計 1名
- (5)庶務 1名

第 14 条 [役員の選任]

本会の役員は次の通り選出される。

- (1)会長は役員会で選出し総会の承認を得る。
- (2)副会長、監督及び会計、庶務は役員会の指名により会長がこれを任命する。
- (3)監事は監督が兼務する。

第 15 条 [役員の職務]

本会の役員は次の通り職務を全うする。

- (1)会長は、本会を代表してその業務を総理する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3)会計は、以下の業務を執行する。
 - 1.本会の会計を担当し、本会則及び内規に定められた通りに処理し、関係帳簿、銀行預金通帳、現金ならびに領収書は何時でも公開できるようにしておくこと。
 - 2.期末の決算書ならびに期首の予算書を作成し会長に提出すること。
- (4)監事は、以下の業務を執行し、監査結果は通常総会開催時に報告する。
 - 1.会計監査
 - 2.役員会業務執行状況の監査
 - 3.本会の財産状況の監査
- (5)役員会の業務は以下の通りとする。
 - 1.役員会は、会長・副会長・監督・会計・庶務で構成し組織する。
 - 2.役員会は本会の総会に提案する事項を決議する。また、本会則に定める事項の他、本会の総会に権限が属さない事項を決議し、これを執行する。

第 16 条 [役員の任期]

役員の任期は以下の通りとする。

- (1)役員の任期は2年とする。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- (2)役員は住所変更やその他正当な理由がある場合は役員会の承認を得て辞任することができる。
- (3)役員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うこととする。

第 17 条 [役員の欠員補充]

選任された役員が任期途中でやむを得ず退任する場合は以下の通りとする。

- (1)会長においては本会則第15条2項の規定を適用する。
- (2)役員監事の補欠を必要とする場合は、会長が選任し、役員会承認の下、残任期間の職務を遂行させる。

第 18 条 [解任]

役員の解任は以下の通りとする。

(1)役員が以下の各号の一つに該当する場合は、総会の決議によりこれを解任することができる。

- 1.心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認めたとき。
- 2.職務上の義務違反その他役員として相応しない行為があったとき。
- 3.法令違反で逮捕、告訴、処分等がなされ、または本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為があったとき。

(2)前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

第 19 条 [報酬等]

報酬は以下の通りとする。

(1)役員に対する支出は当該事業に掛かった実費（交通費、会費、弁当代等）の範囲内にとどめる。この場合は原則として領収書を徴収する。

(2)外部講師、外部指導者を本会の総意の下で、講演会、講習会並びに審判委員等に招きその報酬を支払う場合はこの限りではない。但し、その謝礼金等は社会通念上常識的かつ妥当な金額とする。

(3)冠婚葬祭に係る費用は、会員同士が任意で連名負担し、当会会計からは一切の負担を行わない。

第 20 条 [名誉顧問、顧問]

名誉顧問、顧問は以下の通りとする。

(1)会長は役員会の決議を経て、名誉顧問・顧問 を委嘱することができる。

(2)名誉顧問・顧問 は会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第 5 章 総会

第 21 条 [会議の種別]

会議の種別は以下の通りとする。

(1)本会の総会・役員会の 2 種類とする。

(2)総会は通常総会と、臨時総会とする。

第 22 条 [総会の構成]

総会の構成は以下の通りとする。

(1)総会は第 5 条〔会員〕で定める会員を以って構成する。

(2)総会開催成立定数は全会員の過半数（委任状を含む）とする。

第 23 条 [総会の機能]

総会の機能は以下の通りとする。

(1)通常総会においては、役員会で議決され、通常総会にはかる事項を決議する。

(2)臨時総会は、会員総数の 5 分の 1 の会員から要請があった時、直ちに役員会を開催し、

役員会で臨時総会の開催が必要と認めたときは、会長は役員会決定後 30 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

(3)臨時総会は、役員会で審議し、緊急に総会にはかる必要があると認めた場合、会長は役員会決定後 30 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

第 24 条 [通常総会の決議事項]

通常総会の決議事項は次の通りとする。

(1)通常総会に向けて事前に役員会で審議し提案される事項。

- 1.当該年度の事業報告
- 2.当該年度の会計報告
- 3.当該年度の会計監査報告
- 4.規約改正、変更等
- 5.新年度の役員改選（役員選出準備委員会委員長の報告等を含む）
- 6.新年度の事業計画
- 7.新年度の予算計画

(2)その他議案。

第 25 条 [臨時総会の決議事項]

臨時総会の決議事項は以下の通りとする。

(1)会員総数の 5 分の 1 の会員から提案があった事項で、役員会で審議した事項を審議し決議する。

(2)役員会で審議し、緊急に総会に諮る必要があると認めた事項。

第 26 条 [総会の議長]

通常総会の議長は事前に役員会で決定する。

第 27 条 [決議]

決議は以下の通りとする。

(1)通常総会並びに臨時総会の議事は、18 才未満の会員を除く構成会員を以って行い、出席者の過半数を以って決議し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(2)前項の規定に係わらず会則の改定変更については出席者の 3 分の 2 以上を以って決議する。

(3)会則内規の決議については、役員会決議を以てする。ただし、内規決定については至近の総会で会長が報告しなければならない。この内規について、総会出席者から異議ありと認められた時は、議長は会則改訂変更と同等の扱いとし、役員会の再度の審議を求め、総会に提案し出席者の 3 分の 2 以上を以って決議する。

(4)役員会に議事は出席者の過半数を以って決議し、可否同数の時は議長の決するところとする。

第 28 条 [資産及び管理]

資産及び管理は以下の通りとする。

(1)本会の資産は以下の通りとする。

- 1.会費・入会金（現金及び預金）
- 2.財産目録に記載されている資産（備品は除く）
- 3.その他本会が管理する資産

(2)資産の管理は総会の承認を以って内規に定める。

第 29 条 ［事業年度］

事業年度は以下の通りとする。

(1)本会の事業年度は毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(2)該年度の会計決算処理は、事業年度終了後直ちに会計が作成し、会長の承認を得なければならぬ。会長は会計報告と資産管理報告状況の財産目録を監事の監査を受けた後、その結果を役員会に提出し、役員会の承認を以て、通常総会の承認を受けなければいけない。

第 30 条 ［解散］

解散は以下の通りとする。

(1)解散は総会の決議を以てする。

(2)相当の事情が生じたとき。